

調査実施者 説明資料

(経済構造実態調査、工業統計調査、商業統計調査、特定サービス産業実態調査)

総務省統計局
経済産業省調査統計グループ

(注)別添2は次回部会において配布予定

I 経済構造実態調査

1 調査創設の必要性

【論点①及び②への回答】

- ① 本調査の具体的な調査計画は、どういった理念に基づいて、作成されたのか。また、基本計画の方向性と整合しているのか。
- ② 本調査の創設は、今後の経済統計の体系的整備において、どのような位置付けになるものと見込まれているのか。

別添1により、御説明させていただく。

2 今回申請された調査計画の内容

(2) 調査対象の範囲、報告者の選定方法

【論点 a への回答】

a 甲調査を企業調査として実施する理由は何か。

統計改革推進会議最終とりまとめ（平成29年5月）において、営業費用等を把握する観点を含めたサービス関連統計の統合が示されたことを踏まえ、総務省では、平成29年度にサービスを営む事業者に対するアンケートを実施したところ。

当該アンケート結果も踏まえながら、営業費用等の把握方法の採用可能性を検討した結果、報告者負担の抑制を図りつつ、正確な調査結果を早期に提供（SNA第2次年次推計に提供）するといった観点で、企業本社に対し、企業の事業活動別の営業費用等を調査する手法を採用することが適当との結論としたところ。（下表参照。）

（表）営業費用等の把握方法の整理

	調査方法案	アンケート調査結果	実査・集計・結果利用上の整理	採用可否
案A	事業所に対して、その事業所における営業費用等を調査	費用総額のみでも85%が回答不可	正確な調査が不可能	×
案B	企業本社に対し、傘下支社事業所ごとの営業費用等を調査	費用総額のみでも30%が回答不可	数十万規模になる事業所別の集計結果をSNA第2次年次推計（調査実施の約1年後）に提供することは困難であるほか、傘下支社数が数千に及ぶ大企業に傘下支社の詳細な費用項目を調査することは報告者負担が極めて過大	×
案C	企業本社に対し、企業の事業活動別の営業費用等を調査	産業小分類ベースの詳細な事業活動区分では50%が回答不可 〔別途実施した企業ヒアリングにおいて、産業大分類程度での記載は可能という感触〕	費用総額を産業大分類ベースで調査した上で主業の費用内訳を調査することで回答が容易となり、報告者負担を抑制しつつ、調査結果をSNA第2次年次推計に提供することが可能	○
案D	企業本社に対し、企業全体の営業費用等を調査	—	様々な事業活動が混在した結果となるため、投入構造の推計に支障	×

【論点 b への回答】

b 甲調査において、調査対象の範囲を「日本標準産業分類の大分類、中分類又は小分類ごとに売上高シェア 8 割」とした理由は何か。

我が国全体の付加価値構造を中心とした経済構造を、毎年、安定的かつ早期に公表するといった観点から、売上高一定規模以上の悉皆調査として本調査を実施することとしたところ。

もちろん、悉皆対象の層が大きければ大きいほど、結果の安定性は増す^(※1)一方、もう一つの観点である早期公表や民間事業者の受託可能性を勘案^(※2)した結果として、「8 割」という数字を採用したところ。

※1 過去の経済センサス結果を複数活用し、悉皆対象は最新の結果を、悉皆対象外は過去の結果を採用するといった簡単なシミュレーションを実施したところ、

- ① 悉皆層の大きさ：悉皆基準「8 割」に比べ、「9 割」だと約 2 倍程度の大きさ
- ② 真値との乖離幅：悉皆基準「8 割」に比べ、「9 割」だと約 0.3%程度の改善というものだった。

※2 経済センサス - 活動調査の直轄調査対象数が約 27 万企業

【論点 c への回答】

c 甲調査の調査対象としない産業の除外理由は何か。除外することで利活用上の支障は生じないか。

本調査が今回対象業種として設定させていただいている範囲で、我が国 GDP 全体の 9 割超をカバーしており、我が国全体の付加価値構造において影響が少ない産業分類 A～C といった分野は、利活用の観点を最大限に尊重しつつも、効率的な調査の実施の観点も含め対象として設定していない。

なお、建設業については、第Ⅲ期基本計画において指摘されている建設施行統計調査等との役割分担も含め、今後関係省庁とも連携しつつ検討して参りたい。

【論点 d への回答】

d 甲調査について、産業別にどの程度の報告者数が想定されているか。

産業大分類でいえば、概ね 100 程度～45,000 程度となる。

【論点 e 及び f への回答】

e 乙調査の対象となるサービス産業の範囲は、どのような基準・利活用を目的として選定されているのか。また、企業調査と事業所調査が混在しているのはなぜか。

f 乙調査については、将来的な調査対象の範囲・標本設計の考え方に変更はあり得るのか。

乙調査の設計については、現行の特定サービス産業実態調査結果の時系列利用を確保する観点から、基本的に現行と同様の業種範囲、把握単位及び標本設計としている。（詳細は別添 2 のとおり。）

ただし、一部業種（冠婚葬祭業、スポーツ施設提供業、教養・技能教授業）において、業種の実態をよりの確に把握するため、標本設計及び集計単位について一部細分化することや、都道府県別集計を原則廃止することとしたことにより、当該表章のために確保していた必要標本割当（「業種別・都道府県別の標準誤差率が 20%以下になるように標本数を追加」）は廃止するなどの変更をしているところ。

なお、将来的な方向性について、現時点において明確なビジョンがあるわけではないが、いずれにせよ、利活用等の状況も勘案しながら、必要に応じ、調査としての在り方も含め、今後、検討してまいりたい。

【論点 g への回答】

g 工業統計調査は事業所調査であるが、単独事業所企業の場合、本調査の甲調査と重複する可能性がある。両調査が重複した場合、どのような対応をとるのか。

調査票の配布といった観点で整理すると下図の通りとなる。

(図) 経済構造実態調査（甲調査）及び工業統計調査の調査票配布の関係について

▨ 経済構造実態調査票配布 ▩ 工業統計調査票配布 ■ 配布対象外

	本社事業所		支社事業所
	支社事業所：有 (複数事業所企業)	支社事業所：無 (単独事業所企業)	
製造業	▨	▩	▨
サービス産業	▨	▩	■

製造業の単独事業所企業については、工業統計調査の調査票のみを配布させていただき、工業統計調査から経済構造実態調査にデータ移送の上、必要な推計を行うことで結果を確定させることとしている。

なお、複数事業所企業の本社事業所には経済構造実態調査の調査票と工業統計調査票の2枚が配布されることとなるが、両者はそれぞれ、企業全体の情報を把握するものと当該事業所の情報を把握するものとその把握単位が異なっており、そこに重複はないものと承知^(※)している。

※ 活動調査における企業票と事業所票の関係に同じ

【論点hへの回答】

h 経済構造実態調査の甲調査（企業調査として実施）と乙調査（企業調査の部分がある）において、調査が重複する場合には、どのような対応をとるのか。

乙調査が対象とする35業種のうち、6業種については、調査対象を企業としており、たとえ標本調査であったとしても、甲調査の調査設計（非常に規模の大きい悉皆層を対象とした調査）上、調査対象自体の重複調整は難しく、重複は一定程度生じることが想定される。

一方で、両調査において重複する項目は、名称・所在地といったいわゆるフェイス事項と企業全体の売上高であり、これらについては乙調査の項目をマスクするなどして可能な限り重複のないような設計としているところ。

(3) 調査事項、調査時期

【論点 a 及び b への回答】

- a 調査対象企業を、
- ①「産業大分類、中分類又は小分類ごとに売上高シェア 8 割を達成する範囲に含まれる企業」、
 - ②「産業大分類、中分類又は小分類ごとに売上高シェア 5 割を達成する範囲に含まれる企業」、
 - ③「有価証券報告書等を提出している企業、売上高 1,000 億円以上（かつ会社企業に限っては資本金 2 億円以上）の企業及び相互会社」
- の 3 つに区分した理由は何か。
- b 甲調査における第 1 面～第 3 面における調査事項の設定は、どのような考え方によるものか。また、第 2 面において、事業活動別の費用について詳細な項目を設定した理由は何か。

本調査は報告者負担抑制を最大限考慮しつつ、費用対効果を踏まえた調査設計としているところであり、個別の設定事由は以下の通りである。

<第 1 面：8 割層>

第 1 面については、前述「(2) の論点 b への回答」において回答させていただいたとおり、我が国全体の付加価値構造を中心とした経済構造を、毎年、安定的かつ早期に公表するといった観点のものであり、「8 割」といった設定はもちろん、調査事項も当該観点到に特化したものを設定しているところ。

<第 2 面：5 割層>

第 2 面については、投入構造に関する統計の整備を目的とした調査事項を設定したところであり、

- ① 企業全体を対象とした費用内訳では、様々な投入構造が混じり合ってしまうこと
 - ② 利活用ニーズとして、業種特有の費用項目（医療業の薬品費 等）があること
 - ③ 調査事項を業種別にカスタマイズすることで記入を平易にすることが期待できること
- といった観点から、企業全体の値ではない、企業のある一事業区分（概ね産業大分類）の詳細な費用内訳を業種別に調査する設計としており、対象範囲としては、

- ① 報告者の記載可能性
 - ② 各業種における報告者の一定程度の数の確保
- といった点を踏まえ、今回の「5 割」といった設定にしたところ。

<傘下事業所票：上場企業等>

最後の傘下事業所票については、経済構造統計としての在り方にも直結する、地域別統計と

いった観点からのものとなっている。

本調査は基本的に企業を対象とした調査設計としているが、この設計から得られる情報は企業の本社位置に依拠した情報しか整備できないため、地域別結果を集計するためには、場所的単位でもある事業所単位の情報が必要不可欠となる。

しかしながら、前述「(2)の論点 a への回答」にも通ずるが、年次調査として膨大な数の事業所を調査することは困難であり、後述「(5)の論点 a 及び b への回答」において詳細は回答させていただくが、事業所母集団データベースの情報を活用し、得られた企業値から事業所値を推計する手法を採り、都道府県別結果を公表することとしている。

一方で、より結果を安定的に提供するためにも、完全な推計値ではなく、一部大企業の傘下事業所の情報を整備することも肝要と認識しており、調査負担を最大限に考慮しつつ、現在総務省統計局及び独立行政法人統計センターにて別途検討しているプロファイリング活動のスキームを最大限に活用の上、情報を整備する設計としたところであり、傘下事業所票の対象の範囲は当該プロファイリング活動対象に依拠したものとなっている。

【論点 c への回答】

c 第1面～第3面について、それぞれどの範囲をプレプリントとするのか。

甲調査におけるプレプリント事項は別添3のとおり。

【論点 d への回答】

d 製造業において、企業を対象とした経済構造実態調査（甲調査）と、事業所を対象とした工業統計調査の把握内容の相違は何か。単独事業所企業の場合、どのように把握するか。

工業統計調査については、従前通り、事業所ごとの出荷額等を把握するものであるが、経済構造実態調査においては、製造業企業全体についてその副業状況を含めた把握をするものである。

なお、単独事業所企業については、前述「(2)の論点 g への回答」にあるとおり、報告者負担抑制の観点からも両調査の調査票を配るのではなく、事業所＝企業と見なし、工業統計調査から経済構造実態調査にデータ移送の上、必要な推計を行うことで結果を確定させることとしている。

【論点 e への回答】

e 現行の特定サービス産業実態調査の調査対象業種においては甲調査と乙調査の両方が行われるが、調査事項の調整はどのようになっているのか。特に、企業全体の売上高等、両調査で把握する項目はどのように重複を是正するのか。

甲調査と乙調査においては重複する調査事項は限られており、両調査で報告者が重複した場合のみ、前述「(2)の論点hへの回答」に記載のと通りの対応を想定している。

【論点 f 及び i への回答について】

- f これまで商業統計調査や特定サービス産業実態調査において把握していた調査項目のうち、今回、簡素化された内容は何か。また、今回、把握する調査項目について、その利活用上の必要は何か。
- i 乙調査について、現行の特定サービス産業実態調査の調査事項のうち、経理事項以外の事項を基本的に継続することとしているのはなぜか。利活用や記入状況を踏まえ、全く見直しの余地がなかったのか。現時点において、将来における方向性はあるか。

<現行商業統計調査関連>

商業統計調査については、従前、5年周期の大規模周期調査として実施し、卸売業、小売業に係る詳細な構造を把握してきたところであるが、日々刻々と変わりうる経済実態、特に商業マージンをより適時に把握したいというニーズを踏まえ、統計改革推進会議最終とりまとめ(平成29年5月)において、「商業マージンの把握等に重点化した調査内容に見直した上で毎年把握が可能となるよう年次化を図る。」とされたところである。

これを踏まえ、経済産業省においては、報告者の皆さまにおける御負担を最小化することを大前提としながら、内閣府をはじめとするユーザーと意見交換をさせていただきつつ、まさに毎年の把握が求められた項目に特化した項目を設定させていただいたところである。

具体的に、新調査における商業特化項目としては年間商品販売額や年間商品仕入額、年間商品手持額など商業マージンの算出に必要な項目のみとしたところ。

<現行特定サービス産業実態調査関連>

現行調査の調査事項のうち、廃止を予定している調査事項は以下の4つである。

- ① 「営業費用項目」
- ② 「売上高におけるその他業務の内訳(割合)」 ※ 一部業種を除く
- ③ 「売上高の契約先産業別割合」 ※ 一部業種を除く
- ④ 「従業者数のうち主業の部門別内訳」 ※ 一部業種を除く

このうち、①及び②については、甲調査において把握しているとの整理で廃止するものであり、乙調査で調査項目として設定せずとも、経済構造実態調査全体としては今後も一定程度把握が可能という認識でいる。

一方で、③及び④については、現行調査の記入状況や報告者の声から記入者負担が高いと思われるものについて、経済産業省内の政策部局をはじめとする統計ユーザーとの調整が達成できたことと認識したものについて今回の統合を機に廃止するものである。

当該項目以外、すなわち今回の乙調査において調査事項として設定したのものとしては、経済産業省内の政策部局からも強い要望が示されたものであり、経済産業省所管業種の産業振興政

策を進める上で、現時点において必要なものである。

いずれにせよ、利活用等の状況も勘案しながら、必要に応じ、調査としての在り方も含め、今後、検討してまいりたい。

【論点 g 及び h への回答について】

g 調査の実施時期を5月下旬から6月下旬とした理由は何か。企業・事業所を対象とした他の統計調査も同じ時期に実施されるが、報告者負担の軽減の観点で、どのような対応を考えているか。また、毎年調査として実施することにより、これまで商業統計調査の対象となった企業については、報告者負担が大きく増加することが想定されるが、負担増の抑制について、どのような対応を考えているのか。

h 経済構造実態調査において、売上（収入）金額や費用総額の調査対象期間は、「原則として、調査実施年の前年の1月から12月までの1年間とされている」が、その理由は何か。また、例外的に会計年度での記入も可能とするのか。

調査期間については、

- ① 基準年の調査である経済センサス - 活動調査との比較可能性の確保
- ② 調査対象企業の決算公表時期
- ③ 調査規模とSNAにおける活用の観点を踏まえた公表時期の設定

等を総合的に勘案し、当該時期を設定したところ。

また、経理項目の把握期間については、SNAにおける活用の観点から、原則暦年での把握としているが、経済センサス - 活動調査と同様の扱いとして、報告者において記入が困難と判断されたときのみ、当該暦年の期間を最も含む決算年度での回答も可能としている。

同時期に実施することが想定される他の統計調査との整理については、当方どもも種々検討したところである。しかしながら、他の企業調査が原則会計年度での把握であることを踏まえると、先に述べた「原則論」から言えば、単純なデータ移送は困難であり、また、法人企業統計調査の四半期別結果を活用し、擬似的に暦年データを作れないかといった検討もしたが、精度の面から活用は困難だった。

また、商業統計調査の年次化による報告者負担増加の観点については、先述のとおり、真にユーザーからニーズのある調査項目に絞った設定をするなど、最大限に考慮したと認識している。

いずれにしても、当方どもとしても報告者負担軽減に資する取組は今後も検討しなくてはならないと認識しており、引き続き政策統括官室とも連携しながら整理してまいりたい。

(4) 調査方法

【論点 a への回答】

a 経済構造実態調査において、調査計画上「民間事業者」ではなく、「調査実施事業者」とされているのはなぜか。

前述「(3)の論点 a 及び b への回答」に記載のとおり、今回の調査では、報告者の皆さまにおける負担軽減に資するため、プロファイリング活動を最大限に活用したいと考えているところである。当該活動は独立行政法人統計センターが主体となって実施するものと承知しており、単に民間事業者とせず、調査実施事業者といった記載としたところ。

【論点 b への回答】

b 総務省・経済産業省と調査実施事業者との間で、どのような役割分担が想定されているか。また、経済構造実態調査は、20万企業を対象とする大規模年次調査であり、適正な入札制度を維持しつつ、的確な履行を確保するため、事業者を継続的に確保・活用することは可能か。

業務の役割分担の概要については下図のとおり。

的確な履行を実施する事業者の確保といった御指摘だが、前述「(2)の論点 b への回答」に記載したとおり、すでに経済センサス - 活動調査において実績があり、当方どもとしては、可能という認識である。いずれにしても、今回の事業者への委託契約に係る調達においても総合評価方式を採用するなど適切な履行が確保されるよう努めて参りたい。(詳細は後述。)

(図) 業務の役割分担概要

	経済構造実態調査		工業統計調査	
	甲調査	乙調査	直轄調査	調査員調査
企画	総務省	経済産業省		
実査	調査実施事業者		民間事業者	調査員
公表	総務省・経済産業省			

【論点 c への回答】

c 第三期基本計画において、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長会議等会議申合せ）に基づき、委託業務仕様書の見直しや、プロセス管理の徹底を図るとともに、事後的な検証を含めた情報共有を通じ、民間委託された業務の更なる品質確保・向上に着実に取り組む」とされている。については「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」等を踏まえ、以下の①～④について、どのような対応を検討しているか。

① 統計の品質の維持・向上

- ・ 調査員調査の取りやめにより、調査への協力依頼、記入漏れや誤りなどの記入上の疑義等に対して、今までのような手厚い対応が行われなくなると考えられるが、民間委託による郵送・オンライン化移行後においても、高い回収率を維持するとともに、正確な回答を確保するために、どのような取組を想定しているか。
- ・ 集計は、どのような手順で行われるか。総務省は、結果精度の維持の観点から、集計業務において、どのような関与を予定しているか。

② 報告者の秘密保護

- ・ 報告者の秘密保護を徹底するため、どのような対応を想定しているか。また、再委託を想定しているような業務はあるのか。

③ 信頼性の確保

- ・ 民間事業者への委託により、報告者が調査に対する不信感や拒否感を持たないようにするため、どのような取組を想定しているか。

④ 民間事業者の履行能力の確認

- ・ 民間事業者の履行能力は、どのような方法で、確認することを想定しているか。

<① 統計の品質の維持・向上>

事業者の選定に当たっては、価格競争ではない総合評価落札方式を採用し、郵送・オンライン調査に係る調査業務に優れたノウハウを有する事業者の選定に努め、選定後においては、当該事業者と密な連携をしてまいりたい。

また、高い調査票回収率と正確な回答内容を確保するため、記入のしやすい調査票を設計するとともに、複数形式の電子調査票を用意するなど報告者が回答しやすい環境を整備してまいりたい。

なお、集計については、結果精度維持の観点から、総務省及び経済産業省において、集計に係る処理基準の策定はもちろん、疑義照会の結果確認といったところまで、一連の業務を統括しながら、事業者において集計する流れで行うこととしている。

<② 報告者の秘密保護>

選定された事業者に対しては、開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で

作成した提出物等に関する情報及び業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない旨を明示し、業務従事者が守秘義務について十分理解するような研修を設定させることとしたい。

また、重要な情報にアクセスできる者の範囲の限定、使用するPCのウイルス対策、使用するサーバ等のセキュリティ対策等の具体的な取組については、契約する事業者からの提案内容等も踏まえて検討することにより、秘密の保護に万全を期することとしたい。

なお、受託する事業者により業務の実施体制が異なるため、再委託の有無に係る想定を明確に整理することは難しいものの、たとえ再委託があったとしても、同等の秘密の保護が確約されるよう指導の徹底をして参りたい。

<③ 信頼性の確保>

調査票提出先を実施者とすることや、実施者の公印をついた依頼状の送付など、総務省及び経済産業省の事業であることが報告者に可能な限り明示できるように努めつつ、事業者と緊密に連携して事業にあたることにより信頼性を確保してまいりたい。

<④ 民間事業者の履行能力の確認>

本件事業を実施する事業者は総合評価落札方式により決定することとし、この決定の際には外部有識者も評価者とした事前の審査を行うことを想定しており、これらを通じて確認してまいりたい。

【論点 d への回答】

d オンラインでの回答を促進するため、調査票配布時や記入時にどのような措置を講じる
こととしているか。

オンラインでの回答については、集計実務の効率化など実施者にとってメリットが大きく、当方もこれまでの調査で培った知見・経験等を活用しながら推進に努めたいところ。

一方で、報告者の皆さまにとっては、企業のセキュリティポリシー上、オンラインでの回答が難しいといったことも御指摘を受けており、必要に応じ、エクセル形式のオフライン調査票等も準備するなど、選択できる選択肢を拡げてまいりたい。

【論点 e への回答】

e 報告者負担の軽減の観点から、どのような対応を検討しているのか。

主な報告者負担軽減策は以下の通り。

- ・「8割層」の調査事項の限定（対象範囲が最も広いところの調査事項は基礎的事項のみ）
- ・「5割層」の調査事項の工夫（可能な限り平易に記入できるよう調査事項をカスタマイズ）
- ・プロファイリング活動の活用
- ・工業統計調査との重複是正（単独事業所企業は工業統計調査票のみ）

- ・プレプリント（具体的な数値を記入いただく箇所以外のほとんどがプレプリント事項）
- ・重複項目の調整（甲調査で回答いただいた項目は乙調査においてマスク）
- ・回答手法の柔軟性（オンライン調査票及びオフライン調査票の整備）

【論点 f への回答】

f 工業統計調査と同時・一体的に実施するとのことであるが、「同時・一体的実施」とは、具体的にどのような対応を予定しているのか。また、このような対応を行うメリットは何か。

今回の「同時・一体的実施」は、工業統計調査の国直轄調査部分を経済構造実態調査とまさに同時一体的に実施するといったことなどを想定しており、両省からバラバラに配布・回収するのではなく、一本化することで効率化に努め、報告者から見てもわかりやすい調査の仕組みになることが期待される場所。

【論点 g への回答】

g 経済構造実態調査と工業統計調査の両方の対象となる者については、どのように調査票の配布・回収を行うのか。

前述「(2)の論点 g への回答」に同じ。

(5) 集計事項

【論点 a 及び b への回答】

- a 経済構造実態調査において、どのような集計事項が予定されているか。特に、地域別の表章としてどのようなものを行うのか。可能な範囲で、集計のイメージを示していただきたい。
- b 甲調査については、上位 80%の全数調査として行われるが、集計時においては、80%のみの単純集計を行うのか。それとも、残る 20%を推計して、全体として公表するのか。可能な範囲で、集計のイメージを示していただきたい。

具体的な集計事項としては、調査計画のとおりであるが、体系的に整理すると大きく以下の4つに整理できる。

- ① 生産面を中心とした全国結果
- ② 投入面に係る全国結果
- ③ 都道府県別結果
- ④ 特定のサービス産業に係る結果

これらの詳細な集計イメージは以下の通り。

※ 推計手法の具体的なイメージについては別添4のとおり。

<①について>

生産面を中心とした全国結果は甲調査の第1面を対象とした集計結果である。第1面については、いわゆる「8割層」を対象とした調査であるが、集計・公表においては、調査されていない「2割層」を推計の上、合わせた形で公表するとしている。

<②について>

投入面に係る全国結果は第2面を中心にした集計結果である。第2面については「5割層」を対象とした調査であるが、こちらについては、得られた結果のみを用いた「割合表章」での公表としているところ。すなわち、ある事業に係る費用全体を1としたときに、詳細な費用項目をそれぞれ割合で表章する。

なお、第2面の情報だけでは、左面の21区分の情報しか整備できないが、第1面の生産面の情報とリンクさせることにより、産業中分類以上の粒度の細かさでの表章を想定しているところ。

<③について>

都道府県別結果については事業所の一覧を記載いただく帳票形式の調査票の内容を集計するもの。本調査の対象で得られるデータは約15万事業所であるが、それ以外の部分は、第1面で得られた企業値と事業所母集団データベースを活用して推計することとしている。

<④について>

後述の変更点以外については現行の特定サービス産業実態調査に準拠している。

【論点 c への回答】

c これまで商業統計調査や特定サービス産業実態調査で提供されていた集計事項で、経済構造統計調査において提供されない事項は何か。特に、地域別集計の縮小が予定されているが、その理由は何か。

<現行商業統計調査関連部分>

先述のとおり、商業統計調査の年次化にあたり、報告者の皆さまにおける御負担を最小化することを大前提としながら、内閣府をはじめとするユーザーと意見交換をさせていただきつつ、まさに毎年の把握が求められた項目に特化した項目を設定させていただいたところであり、当該項目以外に係る集計事項は新調査においては提供されないこととなる。

また、地域別集計については、先述したとおり、年次調査として膨大な数の事業所を調査することは困難であることに起因した対応であり、今回、前述の手法で都道府県別結果までを公表することとしている。

なお、より詳細な地域別統計の推計手法については、第Ⅲ期基本計画においてもその検討を求める旨記載があるところであり、総務省統計局において別途検討するものと承知しているところ。

<現行特定サービス産業実態調査関連部分>

乙調査結果としては、先述の廃止 4 項目に係る集計表が提供されないこととなるが、先述のとおり、このうちの一部については、甲調査結果として公表することとしている。

現行の地域別結果については、集計結果が安定しないこともあり、乙調査としての集計は、全国表に集約させていただくこととし、地域表は原則廃止したい。

【論点 d への回答】

d 経済構造実態調査と工業統計調査で報告者が重複した場合、工業統計調査で得られたデータを移送することとされているが、経済構造実態調査の集計に不足のない形で情報が移送されるのか。

工業統計調査からの移送データを基に、前述「a 及び b への回答」に記載した全体推計の中で集計に不足のないように対応してまいりたい。

(7) 調査結果の公表

【論点 a への回答】

a 調査実施後、結果の公表までのスケジュールを具体的に示されたい。

公表までのスケジュールは別添5の通り。

【論点 b 及び c への回答】

b それぞれの公表の際に、どのような内容の集計表を公表するのか。

c 調査結果を3回に分けて公表する必要性は何か。

本調査の公表スケジュールは、利用価値のある結果を限られたリソースで公表していくといったことを踏まえたものであり、それぞれの公表の内容等については、以下の通り。

<一次公表>

甲調査票第1面のうち、非常に基礎的な内容に係る項目を集計した事項を調査実施の年度内に公表することとしている。これは、翌年調査の名簿に活用することを想定しているものである。

<二次公表>

甲調査の第1面及び第2面の項目、その全ての項目を集計した事項及び乙調査に係る集計事項を公表することとしている。これはSNA第二次確報に間に合うスケジュールを組んだものである。

<三次公表>

甲調査の傘下事業所票に係る項目を公表することとしている。事業所結果を集計するには、そのデータ数の量も鑑みると、相当の時間がかかることが想定され、リソースの制約も踏まえ、三次公表のタイミングとしたところ。

d 国民経済計算等、結果の利活用面から見て、今回の公表のスケジュールは問題ないか。

内閣府と事前に調整させていただいた結果のスケジュールでもあり、当方どもとしては、このスケジュールで問題ないものと認識しているところ。

e 集計段階から結果の公表における総務省と経済産業省の役割分担は、どのようになっているか。事務フローに沿って、整理いただきたい。

集計審査段階における役割分担は、より良い調査結果を公表するために両省が持つ知見をまずは最大限に活かす手法を採るべきと認識しており、両省が一体となりながらも、経済構造実態調査の甲調査は総務省がメインに、経済構造実態調査の乙調査及び工業統計調査については経済産業省がメインに進めて参りたい。

II 工業統計調査

2 統計委員会諮問第 83 号の答申（平成 28 年 1 月 21 日付け府統委第 22 号）における「今後の課題」への対応状況について

【論点 a 及び b への回答】

- a 平成 29 年調査におけるオンラインの利用状況はどのようになっているか。
- b 平成 28 年度調査までのオンライン調査の利用状況との比較はどのようになっているか。

平成 29 年調査におけるオンラインの利用状況は以下の通り。

オンライン回答数 = 30,975 事業所 (16.1%)

平成 28 年 6 月に経済センサス - 活動調査を実施したため、平成 29 年調査以前の直近の工業統計調査は平成 26 年調査となるが、当時、オンラインによる回答は国直轄調査でのみ可能であり、その利用状況は以下の通り。

オンライン回答数 = 2,523 事業所 (1.2%)

【論点 c への回答】

- c オンライン調査促進のために、どのような取組を行っているか。

「インターネット回答を推奨する」旨を、調査用品（ポスター、リーフレット、調査票配布用封筒、調査票の記入の仕方）に記載するとともに、調査票配布時に調査員より同旨の説明を徹底するよう指導等を実施した。また、調査実施事務局ホームページにおいても、インターネット回答の推奨、誘導等を実施した。